R8.7.28
部長会議資料

行政サービスの利用者負担について

総務部総務課・公民連携推進局・財政部財政課

FEEL NAGANO,
BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

1　見直しの概要

（1）現状

ア　行政サービスの利用者負担について、税による負担と利用者の負担、市民相互の負担のバランスを確保するためには、社会経済情勢の変化や施設の利用状況、サービスの提供に要するコストの推移を適時に反映し、実態に合わせる必要がある。

イ　本市は、行政サービスの利用者の負担に関する基準（平成２０年７月策定、以下「基準」という）をもとに、原則として３年ごとに利用者負担額の見直しを実施することとしている。

ウ　令和６年度にはキャンプ場等の観光施設使用料の見直しを進めたほか、現在社会体育施設は、有料化を検討している。
　そのほかの行政サービスの利用者負担についても、速やかに実態に合わせる必要がある。

（2）見直しに向けた取組（趣旨）

　行政サービスの利用者負担について、昨今の物価や人件費等の高騰を受け、実態に見合う負担額であるかどうか、現状を庁内調査により確認するとともに、基準の時点修正を進め、税負担の公平性と市民相互の負担のバランスを確保するもの

2 全量調査の進め方 ①

（1）全量調査（令和8年8月）

調査項目（例）

（ア）すべての行政サービスの利用者負担（使用料・手数料等）の名称（項目）について
①使用料（地方自治法第225条）
②手数料（地方自治法第227条）
③実費相当額を徴収しているもの（新たに検討）
④全額税負担としている行政サービス（新たに検討）
（イ）基準に定めるサービスの類型化の確認について
（ウ）直近の改正時点について
（エ）基準への要望や意見について

（2）基準の改定に向けた検討（令和8年9月）

✓行政改革推進委員会において、行政サービスの利用者負担の考え方（基準）の時点修正を検討

（3）基準の改定に向けた協議・決定（令和8年10月）

✓庁議において、基準・利用者負担見直しの取組方針（案）を協議・決定

2 全量調査の進め方 ②

（4）各所属で適正化作業に着手（令和8年10月）

✓各所属で行政サービスの利用者負担に係るコスト計算

（5）各所属の適正化作業を確認 （令和8年11月）

✓各所属のコスト計算の内容を令和９年度予算ヒアリング（財政課）において確認

（6）適正化作業計画の策定 （令和9年1月）

✓各所属のコスト計算をもとに、適正化作業計画（案）を協議・決定

※令和10年度末を目標として、全庁で行政サービスの利用者負担に係る税負担の公平性と市民相互の負担のバランスを確保する。

（7）外部識者等への意見聴取

行政サービスの利用者負担は、利用者（市民）に影響があるため、附属機関や懇談会（審議会）等を設置する事案については、外部識者へ意見を求めるなど、審議の経過等に透明性を確保し、広く市民の意見を求めながら見直しを進めるものとする。

2 全量調査の進め方 ③

（8）調査対象

	全量調査の対象	調査対象外
1	**使用料**（地方自治法第225条） **公の施設の使用料**（利用料金含む） ・各公の施設の設置条例 ・長野市保健所の使用料及び手数料の額を定める規則	**行政財産使用料**（目的外使用含む） 長野市市有財産条例 ≪例≫ ✓ 土地（電柱等、地下埋設部、その他） ✓ 建物（食堂、売店、事務室等） ✓ 工作物（広告等）
2	**手数料**（地方自治法第227条） ・長野市手数料条例、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ほか ・長野市保健所の使用料及び手数料の額を定める規則	
3	**実費**（私法上の契約に基づく実費相当額を徴収しているもの） ≪例≫ ✓ 各種計画書の販売 ✓ 講座（無料）＋ 材料費（実費） ほか	
4	**全額税負担としている行政サービス** ≪例≫ ✓ 市有施設駐車場の使用料 ✓ 情報公開請求に要する手数料 ✓ 無料相談（法律・健康・就労等）業務に要する経費 ほか ※スライド6 表4、5参照	

(9) 利用者の負担割合の考え方

【 表4 公益･私益性、市場性の度合いによる負担割合 】

区分	性 質 ・ 内 容	負担割合の考え方	度合い	利用者負担
1	消防・救急、義務教育や地区の公園など市民の誰もが利用できるもの、市民や社会全体の知識向上や普及啓発を目的とする施設・相談サービスなど、サービスの効果・利益を市民や社会全体として広く受けるもの	全額税負担	公益的	小
2	文化施設など、広く市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶが、１のサービスと比べ一部に個人に留まる効果・利益があるもの	一部利用者負担		
3	社会教育・体育施設や保育事業など、市が公益的な目的から提供するサービスで、市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶ反面、利用者が限定されるものや利用者個人にサービスの効果・利益が留まる部分も多く、公益・私益の両方の性質を併せ持つため、利用者と税で負担を分け合うべきもの	利用者と税で負担を折半		
4	産業振興など主としてサービスの効果・利益が個人に留まるものや特定の利用者に限られるが、５のサービスと比べ一部に市民や社会全体にも効果・利益が及ぶもの	一部税負担		
5	観光施設など市民以外を対象とするもの、成人学校講座など個人の余暇の充実、ゆとりや健康的な生活のため個人の趣味に応じて選択的に利用するサービス、民間でも類似サービスが提供されているものなど、サービスの効果・利益が個人に留まるものや特定の利用者に限られるもの	全額利用者負担	私益的 個人的 市場的	大

【 表5 市の実施義務の度合いによる負担割合 】

区 分	A	B	C	D
性質・内容	市の実施義務について、規定されていないもの	市は実施に努めるものとされ、裁量的なもの	市は基本的に実施するものとされているもの（選択することはできる）	市に実施義務があるもの
負担割合の考え方	全額利用者負担	利用者・税で負担を折半	全額税負担	
度 合 い	裁 量 的	←	→	義 務 的
利用者負担	大	←	→	小

全額税負担としている行政サービス（スライド５）

出典：長野市行政サービスの利用者の負担に関する基準から抜粋

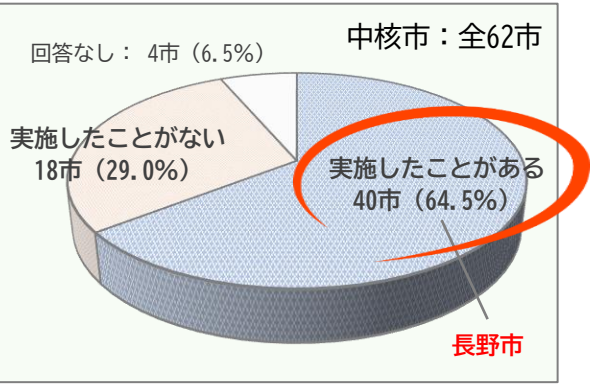
3　中核市における使用料の見直しの状況等について（参考）①

行政サービスの利用者負担に係る統一的な算定基準等を定め、使用料の見直しを実施している中核市の状況は次のとおり

（※明石市の調査結果（令和８年３月実施）をもとに、本市でまとめたもの）

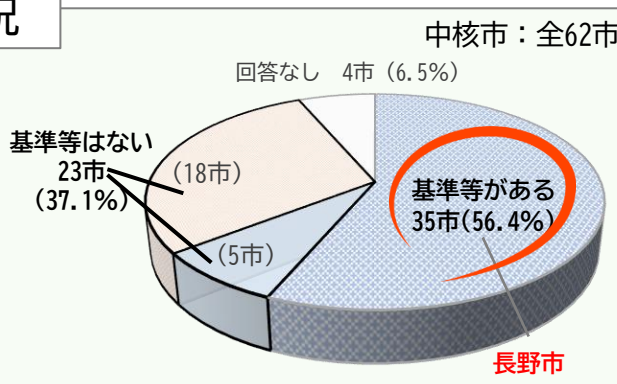
１．　使用料等の見直しの状況

使用料等の見直しを実施したことがあるのは40市で、中核市全体の６割超である。



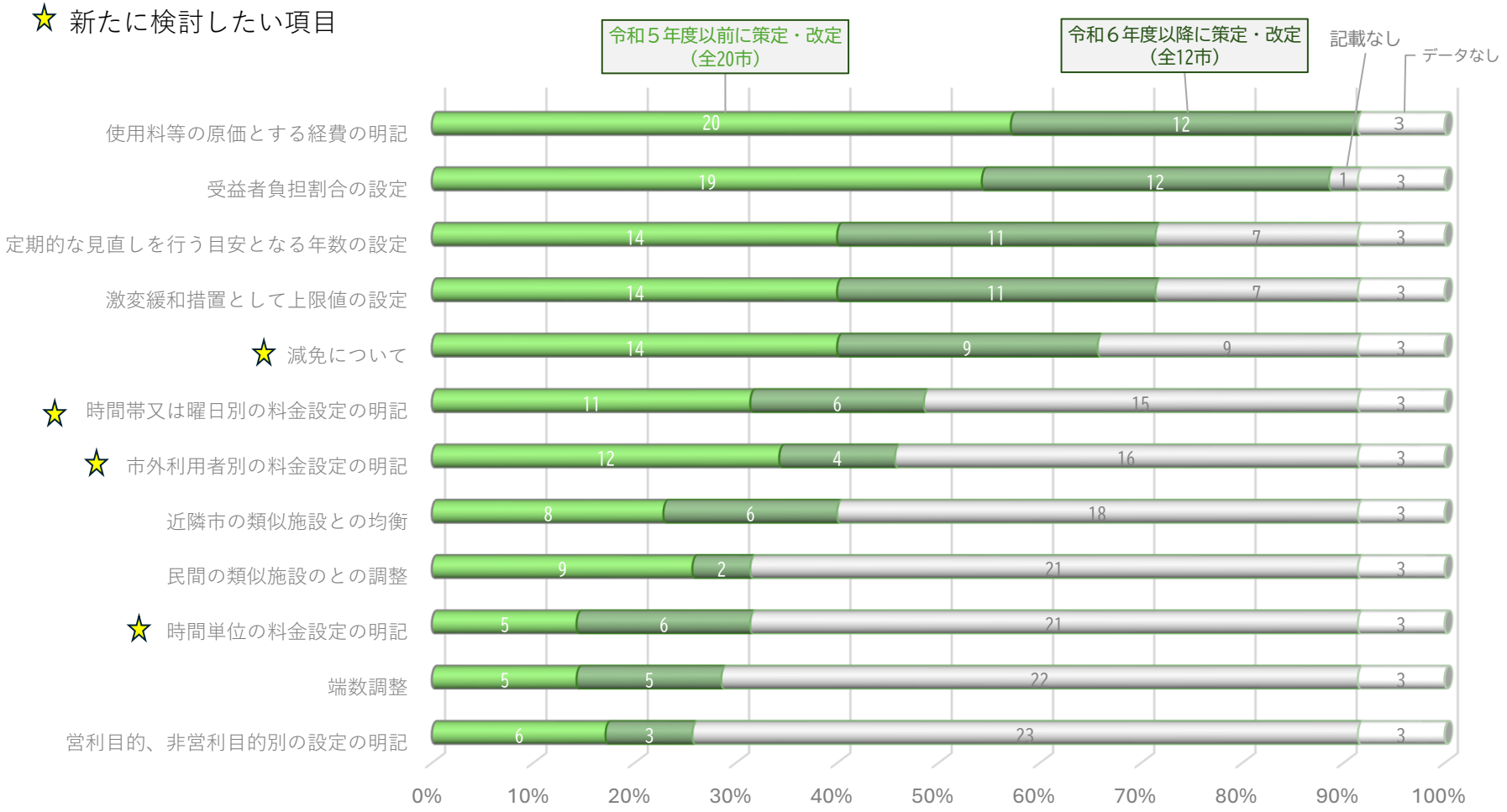
２．　利用者負担に係る統一的な算定基準等の策定状況

使用料等の見直しを実施した40市のうち、利用者負担の統一的な算定基準等を策定しているのは35市で、中核市全体の５割超である。



3　中核市における使用料の見直しの状況等について（参考）②

行政サービスの利用者負担に係る統一的な算定基準等の主な記載項目（35市）



4 行政改革推進審議会(R8.7.9)でいただいた主な意見(参考) ①

(1) 基準の改定について ①

○数字は肯定的な意見
●数字は懐疑的な意見

ア 減免について

① 不公平感がないように減免の基準を明確にしておいた方がよいのではないか。
② 非営利のボランティア活動と営利目的使用の料金が同じでよいか、減免の適用範囲等を想定しておく必要はないか。

イ 時間区分の設定について

① 利用者の利便性を高め、施設の有効活用を図るために時間単位の設定が必要ではないか。
② 利用者に分かりやすいよう、同種の施設（例:テニスコート）の時間区分は統一した方がよいのではないか。

ウ 繁忙期・閑散期の設定について

① 繁忙期と閑散期で料金に差を設けることで、施設利用の平準化につながるのではないか。
② 利用率が高い施設と利用率の低い施設の料金設定を変えることで、施設の有効利用を図ることができるのではないか。
③ 利用時間帯による料金設定の差を設けることで、利用促進を図ることができるのではないか。
④ 働く世代は利用時間が土日・祝日や夜間に限られ、働く世代へ配慮した制度も必要ではないか。
❺ 繁忙期の稼働率が100%なら、閑散期に利用できる人は既に利用しており、新たに利用者を増やせるかは疑問である。
❻ 市の施設は民間施設より低い料金設定となっているため、あえて差を設けなくてもよいのではないか。

4 行政改革推進審議会(R8.7.9)でいただいた主な意見(参考) ②

(1) 基準の改定について ②

エ 市民と市民以外の料金設定について

① 市民・市民以外の区分だけでなく、施設によりダイナミックプライシング※も検討してはどうか。
② 住民票が市内にある、ないに関わらず、大学生など住民票のない市民にも考慮した分かりやすい基準が必要ではないか。
③ 料金を徴収するという発想だけでなく、来館を促すという視点も取り入れてはどうか。
④ 市外からの来訪は市のPRや地域経済に寄与するため、長野市の発展を見据えた幅広い視点で考えるべきではないか。
⑤ 市民・市民以外を区別するための確認や運用の事務負担等を減らす制度設計が必要ではないか。
⑥ 施設ごとに大まかな基準を設けるか、チケット販売時に住所確認を行う方法が現実的ではないか。
⑦ 市民・市民以外の区分は必要ないのではないか。
⑧ 情報公開請求に係る手数料などは市民・市民以外の区分を設定することも選択肢の一つではないか。

オ その他

① 市場原理が十分に機能していないと感じる。利用料金に上限があるため、増加するコストを受益者負担で賄えず、市の負担となっている。指定管理者制度のあり方と併せて制度設計を検討してほしい。
② 利用者負担の基準は、区分を減らして分かりやすくし、全額利用者負担・全額税負担・割合負担の３区分程度に整理する考え方もある。
③ 有料化や料金見直しの議論は大切だが、まず（利用者の負担に関する基準の基本的な考え方に係る）原理原則を打ち立てることが重要ではないか。

※ダイナミックプライシング：需要や混雑状況、時間帯、曜日、季節などに応じて、価格を変動させる仕組み

4 行政改革推進審議会(R8.7.9)でいただいた主な意見(参考) ③

(2) 対象外(例外)事項について

ア 社会体育館の使用料について

① 芸術館や体育館などの施設料金は、民間施設と同様に適宜見直すべきであり、長期間据え置くことはむしろ不適切ではないか。

イ 市有施設駐車場の使用料について

① 市有施設駐車場の有料化は検討してよいと思うが、利用者の納得感をどう得るかが課題ではないか。

② 城山公園駐車場は、全国規模のイベント時には利用増が見込まれる一方、高額な料金設定では動物園などを利用する子ども連れの来訪減少が懸念されるため、現行の市民割のほか、1時間無料、その後有料とする料金設定も考えられる。

ウ 情報公開請求に要する手数料

① 公開件数に応じた手数料の考え方が必要ではないか。

② 個人情報などの非公開部分の確認や黒塗り（非公開）処理には多大な時間と労力を要する。本来は（知る権利の）濫用の問題として考えるべきであり、手数料で対応することが適切かどうか。

エ 無料相談（法律・健康・就労等）業務に要する経費について

① 無料相談は困っている市民を支援するためのものであり、相談員の人件費だけで料金を算出するのではなく、料金を低く設定するという考え方が必要ではないか。

② 無料相談の過度な利用に対しては、有料とする考え方があってもよいのではないか。

4 行政改革推進審議会(R8.7.9)でいただいた主な意見(参考) ④

(3) その他

ア 料金設定について

① 義務的・公益的なものは、行政が負担すべきではないか。
② 施設予約が取りにくい一方で直前の空きも生じており、公平な利用にはキャンセル料の導入も必要ではないか。
③ 料金設定によっては、中山間地域の施設利用の促進も考えられるのではないか。
④ 料金見直しが利用者減少につながる可能性もあるため、施設の利用促進につながる料金設定が必要ではないか。

イ 市民への説明・意見聴取について

① 税金で整備した施設であることを踏まえつつ、修繕費や維持管理費を含む料金設定の考え方を分かりやすく説明する必要があるのではないか。
② 具体的な見直しを進める際には、広く市民の意見を聴くとともに、現在の利用者の意見を十分に反映することが重要ではないか。